

# 宮津市公報

令和2年11月2日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 告 示

116	令和2年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱	1
117	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ）	2
118	宮津市公印（市長印）の電子印の作成	3
119	宮津市公の施設の指定管理者の取消し（宮津市デイサービスセンター松寿園）	4
120	宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	4
121	宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱	4
122	宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱	4
123	宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	5
124	宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱の一部を改正する要綱	5

### 訓 令

7	宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	5
---	---------------------	---

### 公 告

46	公示送達	6
47	公示送達	6
48	公示送達	6
49	農用地利用集積計画の縦覧	6
50	宮津市営住宅の入居者の公募	6
51	公示送達	7
52	令和2年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験の合格者	7

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

13	宮津市教育委員会定例会の招集	8
----	----------------	---

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

12	京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧	8
----	-----------------------	---

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

11	宮津市農業委員会定例総会の招集	8
----	-----------------	---

## 告 示

宮津市告示第116号

令和2年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱を次のように定める。

令和2年10月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和2年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少等から大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、低所得の子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として令和2年度宮津市子育て世帯生活応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 令和2年8月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの

(2) 平成14年4月2日から令和2年8月1日までに出生した者（以下「対象児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該対象児童にかかる未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下「父母等」という。）及び当該児童が委託されている児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和2年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定により課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。

(1) 前項又はこの項に規定する支給対象者が支給決定日までの間に死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。） 支給決定日において当該者に係る対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等

(2) 前項第2号に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）であって、基準日において本市の住民基本台帳に記録されていないもので、次に掲げる要件のいずれかを満たしていると市長が認めた場合 当該配偶者

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の

配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 基準日の翌日以後に本市の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、対象児童1人につき2万円とする。

（支給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年2月26日までに、子育て世帯生活応援給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（支給決定）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

官津市告示第117号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年10月5日

官津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 接種日において年齢が65歳以上の者

(2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,500円  
ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井 靖隆	日置診療所 府中診療所	宮地 高弘 宮地 道弘	宮地医院
味見 真弓	味見診療所	林 信昌	養老診療所
今出 陽一朗	今出クリニック	伊藤 剛	いとうクリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	伊藤 邦彦	伊藤内科医院
曾根 淳史	宮津武田病院	岩破 淳郎	いわさく診療所
中村 智樹		岩破 康二	岩破医院
石黒 稔		藤本 美智子	
中山 雅臣		大森 斎	大森内科診療所
中川 長雄	中川医院	木村 進	木村内科クリニック
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック	須川 典亮	須川医院
今井 敏雄	浪江医院	鳥居 剛	鳥居クリニック
浪江 和生		日置 潤也	日置医院
西原 寛	西原医院	山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所	石野 秀岳	伊根診療所
山根 行雄	山根医院	宮地 道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和2年10月5日から令和2年12月25日まで

\* \* \*

宮津市告示第118号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

令和2年10月5日

宮津市長 城崎雅文

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印 市長名をもって発する文書 (国民健康保険給付金支給決定通知書) (国民健康保険給付金不支給決定通知書) (高額介護合算療養費等支給決定通知書) (高額介護合算療養費等不支給決定通知書) (老人医療制度の審査結果について) (老人医療費支給決定通知書) (人間ドック利用券)	令和2年10月9日

\* \* \*

## 宮津市告示第119号

公の施設に係る指定管理者の指定を次のとおり取り消したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和2年10月5日

宮津市長 城崎雅文

## 1 公の施設の名称

宮津市デイサービスセンター松寿園（宮津市字惣 420 番地の1）

## 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名称 社会福祉法人北星会

代表者 理事 今出陽一朗

所在地 宮津市字宮村1277番地

## 3 指定取消日 令和2年9月29日

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすぐみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和2年11月20日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条例2項の規定により告示する。

令和2年10月20日

宮津市長 城崎雅文

## 収入事務受託者

住所 与謝郡与謝野町石川454-1

氏名 コメリハードアンドグリーン与謝野店

店長 松沢直人

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第121号

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年10月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市役所地区連絡所設置要綱（昭和60年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表日置地区連絡所の項中「1428番地」を「1230番地」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第122号

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年10月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成15年告示第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、小学校の長期休業期間のみ利用する場合は、4月分、7月分及び3月分にあつては、児童1人当たり月額2,000円とし、12月分及び1月分にあつては、児童1人当たり月額1,000円とする。

第9条に次の1項を加える。

## 3 前項の規定にかかわらず、同一世帯に属する児童が2人以上利用している場合にあつては、その内の第2子以降の負担金の額については、同項で定める額の2分の1の額とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第123号

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 10 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱（令和 2 年告示第78号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 中 「同年 10 月 31 日」 を 「令和 3 年 3 月 31 日」 に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第124号

宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 10 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱（令和 2 年告示第79号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 中 「京都府要綱」 を 「令和 3 年 3 月 31 日 までの間に受けた京都府要綱」 に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 3 条関係)

資金の種類
災害対策緊急資金（セーフティネット保証 4 号）
新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット保証 5 号）
あんしん借換資金(危機関連枠)
新型コロナウイルス感染症対応資金

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

訓 令

宮津市訓令甲第 7 号

庁中一般

各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 10 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長決裁事項の表第 5 項 中 「、規則」 を 「の制定及び改廃並びに重要な規則」 に改める。

別表第3部長等共通専決事項の表中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 軽易な規則その他例規の制定及び改廃に関すること。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第46号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年10月6日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

———— \* \* \* ————

宮津市公告第47号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年10月9日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

———— \* \* \* ————

宮津市公告第48号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年10月15日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

———— \* \* \* ————

宮津市公告第49号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和2年10月9日付け宮農委第33号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年10月20日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和2年10月20日

至 令和2年11月4日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

———— \* \* \* ————

宮津市公告第50号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和2年10月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
タヶ丘	宮津市宇須津	27,500～54,300	4	3DK

東波路	宮津市字波路	22,000～43,400	2	3DK
宮村上	宮津市字宮村	21,600～42,300	1	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	15,200～29,900	1	3DK

## 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和2年11月2日（月）から令和2年11月16日（月）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

## 6 入居時期 令和2年12月25日（予定）

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第51号

## 公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年10月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第52号

令和2年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和2年11月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 第1次試験に合格した者の受験番号

I 1 0 0 1    I 1 0 0 3  
J 2 0 0 1  
K 3 0 0 2  
R 6 0 0 2    R 6 0 0 4    R 6 0 0 6

## 第2次試験の実施要領

## 1 個別面接

- (1) 日時 令和2年11月14日（土）
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市役所

## 2 身体検査

健康診断書により行います。

## 教育委員会

### 《告 示》

宮津市教育委員会告示第13号

令和2年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年10月22日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和2年10月26日（月）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第12号

平成30年9月1日現在で調製した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月16日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田 良二

- 1 縦覧の期間 令和2年10月20日から11月3日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和2年10月2日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲司

- 1 日 時 令和2年10月9日（金）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室（別館3階）
- 3 議 題  
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について  
議案第30号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について  
議案第31号 和解の仲介について